

# 天海訴訟を支援する会

ニュース 2018/10/17 No. 19

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222  
幕張グリーンハイツ 109 障千連内  
TEL・FAX 043-308-6621  
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先  
〒振替 00260-0-87731  
「天海訴訟を支援する会」  
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

## 第17回口頭弁論

### 「問答無用の打ち切り」は 法7条の趣旨、厚労省の通知にも反する

第17回目の口頭弁論は10月2日に行われました。

いつものように、「きぼーる」前での宣伝行動と裁判所までの行進を行いました。

裁判には30人の傍聴がありました。ぶり返しの暑さの中、ありがとうございました。

埼玉、東京から、県内から、いつも応援に駆けつけていただいている方々のほか、今回初めて大田区から来ていただいた方も



いました。この方は重度の障害があり電動車椅子を使用していますが「知人から天海訴訟のことを聞き、自分も65歳から2年間介護保険申

請を拒否している。付き添い人とともに傍聴に来た」とのことです。支援の新しい広がりに嬉しく思いました。

裁判では、原告から「岡山地裁判決が示した判断基準は正しく、天海さんへの処分は違法」と主張する書面を提出しました。天海さんに対し、「問答無用」とばかりに障害福祉を打ち切ったことは、障害者総合支援法第7条の趣旨、解釈に違反し、厚労省の通知にも反するものです。

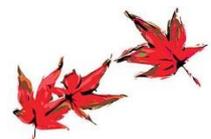
また天海さんへの処分を下した市長、課長、担当者3名の証人尋問を要求しました。尋問の目的は、天海さんへの障害福祉停止処分当時の千葉市側の認識・見解（p2へ）

## ＜次回：第18回口頭弁論＞

# 12月18日(火)

14:00 開廷

12:30～ きぼーる 前で街頭宣伝 裁判所まで行進  
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定



(p1 から)を確認し、厚労省課長通知・介護保険移行問題への全国的な対応傾向を無視し、障害者の意思決定及び生活・生存の維持を軽視して行われた違法な処分であることを明らかにすることです。

尋問の申し出に対し、被告・千葉市は検討して回答すると答えました。

閉廷後の報告集会は県弁護士会館で行われました。

八田代表は「傍聴者が増えてきてよかった。証人尋問請求までこぎつけた」と挨拶、向後弁護団長からは「本日は書面を2通提出した。一つは岡山の判決が正しいことを主張。二つ目は当時の千葉市の担当者、課長、市長への証人尋問が必要なことを説明するもの。証人申請のあと、市側が尋問を受けるか否かを表明、最後に裁判所が証人採用の可否を判断する手順となる」と説明がありました。

意見交換では、「天海さんへの障害福祉給付却下の決裁をしたのが誰かが一つのポイントではないか」

「障害者の生活を支援すべき市が、福祉給付を打ち切ることにはできないはずだ。都内のある区の担当者も『打ち切りはありえない、打ち切りの法的根拠はない』と語っ

ている」との情報も。

また「千葉市は障害者の生活実態をつかんでいない」との意見も複数ありました。

「市の立場はどちらなのか、障害者の生活を保障しようという立場か、その反対なのか」

別の参加者からは「天海さんは、物言う障害者、としてこれからも頑張してほしい」との励ましの声もありました。

原告の天海さんは「裁判が進行し、面白くなってきた。皆さんの支援で勝訴したい」と語り、最後に齋藤副代表が「裁判も回を重ね、わかりやすくなった。気持ちよく、すっきりした気持ちで帰宅できる」と挨拶しました。

次回 18 回目の口頭弁論は、12 月 18 日(火)午後 2 時開廷と決まりました。今回以上の多くの方々のご支援をお願いいたします。



上：浅田訴訟判決の日、岡山地裁へ行進する天海さん  
左：第17回口頭弁論前の街頭宣伝



# 天海訴訟の現段階とその意義

天海正克さんが、千葉市を相手取って、2015年11月27日に訴訟を起こしてから2年が経過し、訴訟は大詰めを迎えています。

この訴訟は、第一に、障害者が住民税非課税者の場合、65才までは障害者福祉制度の適用を受け、利用料の負担がなかったものが、65才になると介護保険の利用を優先され、天海さんの場合、8万円ほどの年金収入の中から1万5千円もの負担をしなければならない。これは、障害者の生存権を脅かす不当なものであり、障害者を合理的な理由なく年齢によって差別するものであり、憲法25条・14条に違反する。

第二に、千葉市はその他の多くの自治体と異なり、天海さんが介護保険の利用申請を行わなかった際に、障害者福祉の給付を一方的に打ち切り、結果天海さんは、介護に要する費用の全額を自己負担せざるを得なくなり、到底それを続けることはできず、やむなく介護保険の利用申請を行った。こうした強制的な行政処分は、許されない。

以上の二点を主な原告主張としています。同趣旨の訴訟として、この3月に判決が予定されている、岡山県の浅田訴訟があります。

被告の千葉市は、第一の論点については、国の言い分そのままに、「社会保障は、自助・共助・公助の順に適用されるのが原則」としていますが、2006年以前には、国も社会保障を公助の範疇に含めていました。ようするに、「国がその順番で適用するようにと言っているから」という主張にす

天海訴訟を支援する会 代表 八田英之  
ぎず、原告の憲法違反であるという主張には、ほとんどこたえていません。原告は、金沢大学名誉教授の井上英夫先生の意見書を提出して、この点での主張を強く打ち出そうとしています。

第二の論点についても、被告側の主張は、まとめて言えば「法律に定められた通りにやっている」というにすぎません。障害者の人間としての発達のために、障害者に寄り添って社会サービスを保障するという、今日的な障害者福祉行政に欠くことのできない視点は見られません。

「社会保障レボリューション いのちの砦・社会保障裁判」（高菅出版）という昨年9月にでた本があります。朝日訴訟以来の社会保障裁判の内容とその社会的影響について、訴訟を起こした当事者・運動家・弁護士・学者がそれぞれに執筆しています。

これを読むと、生存権保障を実現するためのたたかいとして起こされた多くの訴訟が、たとえ、形の上で裁判では原告敗訴となっても、その訴訟は、国の法律や行政の在り方に多大な影響を及ぼしてきたことがわかります。

天海訴訟は、国の歪んだ社会保障行政を変えていくたたかいです。皆様のさらなるご支援を心からお願いします。

<障千連ニュース 2018/4/6 から転載>



第17回口頭弁論前の街頭宣伝

# 介護保険移行者に負担軽減策実施

## 天海訴訟が提起した「65歳問題」一歩前進、改善も必要

天海訴訟で原告の天海さんが主張していることの一つに、非課税世帯の場合、障害福祉では無料であった負担金が、介護保険になると毎月1万5千円が必要になるということがあります。1級月8万円ほどの障害基礎年金では、大きな出費となります。

当初、介護保険同様1割の応益負担であった障害福祉も各地で裁判や請願署名運動などが広がり、国も低所得の障害者が利用料を支払うことには無理があることを認め、今は無料になっています。

障害に加齢が加われば、生活はいっそう大変になりますが、65歳になり新たな負担が強いられては生活は成り立ちません。社会参加する経済的余裕はなくなってしまう。

65歳になり、新たな負担が強えられることの不合理、理不尽を訴える声は岡山の浅田訴訟、千葉の天海訴訟にとどまらず全国各地の障害者、障害者団体から湧き起っています。厚労省への要請行動もたびたびおこなわれています。浅田訴訟では全面的な勝利判決が下されました。

このような裁判や運動が進む中で、厚労省は障害者総合支援法の一部改正を行い、2018年4月1日施行で、「高齢障害者負担軽減策」を導入しました。これは、天海さんのように障害福祉を長く利用してきた障害者が65歳になり介護保険へ移行した場合に、その負担金(非課税世帯で1万5千円)を償還払いで補てんしようというものです。

「65歳問題」の是正のため、法が改正され新しい軽減策ができたことは、全国の障害者にとって大きな一歩前進です。裁判を起こした甲斐があったとも言えます。

ただし、これをもって「介護保険優先制度」が是正される方向にある、というわけではありません。

また、適用が極めて限定されていることもあり、この軽減策で救われない障害者も多数あることが予想さ

れています。

### 軽減策の対象条件

1. 介護保険相当障害福祉サービスを原則5年支給決定されていたこと  
\*介護保険相当障害福祉サービス…居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・生活介護(デイサービス)・短期入所(ショートステイ)の3種に限定。
2. 市町村民税非課税世帯または生活保護受給者
3. 障害支援区分2以上
4. 65歳に達するまでに介護保険給付を受けていないこと(第二号で特定疾患により要介護者等になった者は対象外)
5. 介護保険に移行後、要介護1以上であること

社会保障推進千葉県協議会がこの制度について県内市町村を調査したところでは、「対象者に個別で連絡」「市政だより・ホームページに掲載」「検討中」「何もしない」など対応がバラバラです。対象者は絞られているのですから、個別に連絡をすべきです。

この制度については「介護保険優先を固定化するもの」で注意が必要、との声もあります。

「介護保険優先制度」をなくしていく取り組み、軽減策の対象を拡大していく取り組みも今後合わせて必要です。  
(三橋 恒夫)



＜次回：第18回口頭弁論＞

12月18日(火)

14:00開廷

12:30～きぼーる前で街頭宣伝

裁判所まで行進

開廷後、県弁護士会館で報告集会の予定